

初診時および再診時の 選定療養費について

紹介状なしで初診を受けられた方、および他の病院・診療所への紹介をさせていただいたにもかかわらず再度受診された方（再診）から、診察料とは別に「選定療養費」を徴収することが義務付けられております。

健康保険法第86条に基づき、「医療機関の機能分化（役割分担）」の推進を図るため、200床以上の地域医療支援病院(当院を含む)に定められた制度です。

ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2024年10月1日より金額が改定されます

		医科	歯科
初診	紹介状（診療情報提供書）を持参せず受診される場合	7,700円 (税込)	5,500円 (税込)
再診	他の医療機関への紹介を申し出た後も、自らの意志で当院を希望し受診される場合	3,300円 (税込)	2,090円 (税込)

●同じ日に、通院中の診療科以外の診療科を紹介状または院内紹介なしで受診された場合、選定療養費をご負担いただくことになります

●高齢受給者証、後期高齢者医療制度、京都府老人医療給付制度、ひとり親家庭医療費助成制度、子育て支援医療費助成制度、乳幼児医療、こども医療等はご負担が必要です

●選定療養費をお支払いの場合、保険診療より初診時は「初診料200点」、再診時は「医科再診料50点」、「歯科再診料40点」が控除されます

以下の方は、選定療養費のご負担は不要です

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ●他の医療機関から紹介状を持参された方、他の診療科から院内紹介された方 | ●特定健康診査、がん検診などの結果により精密検査受診の指示を受けた方 |
| ●緊急な診療を必要とされ救急医療事業で来院された方 | ●生活保護法の医療扶助、特定の障がい、疾病に関する公費負担医療制度の受給対象者となる方 |
| ●外来受診から継続して入院した方 | ●災害により被害を受けた方 |
| ●治験協力、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方 | ●その他、受診する必要性を特に認めた場合（急を要しない時間外受診・単なる予約等は認められません） |



社会医療法人 岡本病院(財団)

京都岡本記念病院